

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-4-3))

施策目標名	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する(施策中目標IV-4-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2)麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3)違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。</p> <p>厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。 <p>(根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 :あへんの供給確保等に必要経費(一部) 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,506,588	1,414,290	1,219,372	1,350,370	1,272,225	1,218,623
		補正予算(b)	-117,923	-158	-374	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,388,665	1,414,132	1,218,998	1,350,370	1,272,225	
	執行額(千円、d)	1,235,091	1,241,940	1,126,506	1,163,086			
執行率(%、d/(a+b+c))	89%	88%	92%	86%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数【単位:人】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	
		—	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	
		—	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	
		—	144.0	359.0	402.6	369.5	310.6	
		—	332.6	560.4	415.7	224.8	195.6	
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

	有効性の評価	<p>(施策小目標1) 取締関係機関相互の情報交換、合同捜査等緊密な連携を図った取締を実施し、平成22年は全国で14,965人の薬物犯罪者を検挙するとともに、覚せい剤約310kgや大麻195kg等の薬物を押収しました。 厚生労働省においては、警察等と合同又は共同で暴力団による薬物密売組織に対する取締りを実施したほか、イラン人組織による薬物密売事犯、ベトナム人組織による大規模大麻不正栽培・密売事犯を摘発し、外国人密売組織に対して一定の打撃を与えました。薬物供給者の摘発は、薬物の不正流通の遮断を図るうえで重要であり、有効な施策と評価できます。 また、都道府県の薬務主管課とともに、全国で医療機関や薬局等への立入検査を実施し、医療用に使用される麻薬・向精神薬等の管理の指導監督の徹底を図りました。立入検査により、医療機関や薬局等の麻薬等に対する適正管理の意識は高まっており、麻薬等の不正流出防止を図るうえで有効であったといえます。 医療用麻薬等の原料となるあへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理しており、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であったといえます。</p> <p>(施策小目標2) 全ての小学校6年生の保護者及び高校3年生に対し、平成22年度は計229万部の薬物乱用防止のための啓発資料を配付し、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有害性に対する知識の普及を図りました。近年、未成年者の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にあり、平成22年においても前年に比べ63人減の425人となっており、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できます。 また再乱用防止対策を推進するため、薬物中毒者対策連絡会議等を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関する意見交換・情報提供等を行うとともに、薬物依存者等の家族に対して、薬物依存に関わる情報や薬物相談の窓口を網羅的に記載した「家族読本」を作成・配布しました。これらの施策は、地域における関係機関の連携強化、薬物依存等に関する知識の向上に寄与しており、再乱用防止を推進するうえで有効な施策と評価できます。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策として、国の買上調査及び各都道府県の独自の買上調査等の情報を基に、新たに5物質を指定薬物として指定し、当該物質の製造、輸入、販売等を禁止しました。同施策により、指定薬物の不正流通防止が図られており、有効な施策と評価できます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>(施策小目標1) 最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等が問題となっていることから、麻薬取締部においては、全国の麻薬取締部でインターネット監視による情報収集に努めるとともに、情報を一元管理するなどし、捜査情報の運用の効率性を高め、インターネットを利用した事犯の摘発を強化しました。 また、不正取引される傾向が高い向精神薬を取り扱う診療施設に対する立入検査を重点的に実施し、医療関係者に対する注意喚起を行うことにより、向精神薬の不正流通防止を効率的に実施することができました。</p> <p>(施策小目標2) 平成22年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」であり、その際「他省庁との関係も含めて見直す」との指摘を受けたことも踏まえ、各府省庁の啓発広報事業の実態把握等を行い、その結果、文部科学省において同様の読本を作成している中学校1年生向けの啓発読本は作成しないこととする等、他府省庁との重複を避けつつ、より効率的に事業を実施しました。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策については、新たに指定薬物に指定された物質を含有する商品の写真等を取締機関等に情報提供することにより、各取締機関等が情報を共有でき、監視・指導の効率的な運用が図られました。</p>

	<p style="text-align: center;">【評価の総括】</p> <p style="text-align: center;">現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</p>	<p>平成22年は、警察等関係機関と合同捜査等を実施するなど、徹底した取締りを実施し、暴力団やイラン人密売組織等の薬物供給者を摘発して、薬物不正流通の遮断を推進しました。また立入検査において、医療関係者等の麻薬・向精神薬等の適正管理の意識を高め、麻薬等の不正流通防止が図られました。さらに薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を推進し、潜在的な又は現に乱用している需要層の減少に寄与するとともに、違法ドラッグ対策を強化して、指定薬物の不正流通防止を図りました。これらの施策により、麻薬・覚せい剤等の乱用防止が推進されており、一定の成果があったと評価できます。</p> <p>しかし、最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等、より複雑化・巧妙化しており、また水際の薬物の大量押収、国内での大規模大麻不正栽培事犯等から、薬物に対する大量の需要があることが推定されるほか、覚せい剤事犯に関しては前年に比べ増加するなど、依然として深刻な状況にあります。よって今後とも、薬物対策関係省庁間での捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図るとともに、麻薬取締官の増員、装備資機材の整備を図り、取締り体制の充実強化を進めることが必要です。</p> <p>薬物乱用防止の普及啓発については、近年、未成年者の薬物事犯が減少傾向にあり一定程度の効果をあげていると評価できますが、今後は、浸透度調査(配布先へのアンケート調査)の結果も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、薬物乱用に手を染める可能性が高いと推測される集団に対するアプローチ方法を検討する等、より有効かつ効率的な啓発活動を充実・強化していく必要があります。</p> <p>再乱用防止対策については、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であることから、引き続き関係施策を継続する必要があります。また麻薬取締部において、初犯者に対する再乱用防止対策について検討しています。</p> <p>違法ドラッグ対策については、違法ドラッグの販売者は、法規制を逃れる目的で構造式の一部に変化を加えた物質を輸入・販売していることから、今後も引き続き、監視指導を徹底し、新規の違法ドラッグを迅速に指定薬物に指定していくことが必要です。また、指定薬物の取締りを強化するため、麻薬取締官や麻薬取締員が直接指定薬物を取締りを行えるよう法改正を検討しています。</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p style="text-align: center;">予算について</p>	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持
	<p style="text-align: center;">税制改正要望について</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
	<p style="text-align: center;">機構・定員について</p>	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員 (薬物事犯取締関係。より確実な被疑者検挙のためのDNA型鑑定の導入、「合法ドラッグ」と称され販売されている指定薬物取締りの強化、大麻事犯の取締り及び組織犯罪対策を強化するため。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただきその際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次薬物乱用防止五か年戦略(平成20年8月22日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ(平成21年8月20日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/index-g.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略 戦略の指標 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/s-shihyou.pdf ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日決定) URL:http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf ○薬物乱用に関する情報ページ URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>医薬食品局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠</p>	<p>評価書作成日</p>	<p>平成23年9月</p>
--------------	--------------	---------------	------------------------------	---------------	----------------